

○八重瀬町地下水保護管理条例
(平成18年1月1日条例第112号)

(目的)

第1条 この条例は、八重瀬町の地下水が適正に保全され、水利用長期計画に基づき有効に利用されるように、その保護管理を図ることにより、八重瀬町の地下水資源の適正利用に寄与し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 地下を流れ、又は地下に停滞し、地下水面を形成する水をいい、地下から自然に又は人為的に地表に流出する水を含むものとする。
- (2) 公共的地下水利用施設 公共的な用途に供する地下水を採取するための井戸、湧水等の施設であって、次条の八重瀬町地下水利用基本計画に定めたものをいう。
- (3) 地下水保全区域 次条で定めた八重瀬町地下水利用基本計画の遂行に必要な公共性の高い地下水流域等であって、同条第2項第4号及び第5号で定めた区域をいう。

(八重瀬町地下水利用基本計画)

第3条 町長は、八重瀬町の地下水の保全と有効利用を図るため、八重瀬町地下水利用基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の現況
- (2) 地下水利用用途ごとの需給見通し及び開発計画
- (3) 公共的地下水利用施設(計画中のものを含む。以下同じ。)
- (4) 地下水保全区域(許可を要する区域。別表第1)

[別表第1]

- (5) 地下水保全区域(届出を要する区域。別表第2)

[別表第2]

- (6) 地下水の利用調整に関する基本方針
- (7) 地下水の水質保全対策

3 町長は、基本計画を定めようとするときは、前項第3号に定める公共的地下水利用施設の所有者(計画中のもの)にあっては、計画実施予定者。以下同じ。)に対し、協議しなければならない。

4 町長は、基本計画を定めようとするときは、第14条で定める八重瀬町地下水審議会の意見を聴かなければならない。

[第14条]

5 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 町長は、用水事情の変化等により必要があるときは、遅滞なく基本計画を変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(許可及び届出)

第4条 地下水保全区域のうち許可を要する区域内において、新規の揚水設備により地下水を採取しようとする者又は地下水を採取する目的で地下掘削を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 地下水保全区域のうち届出を要する区域内において、新規の揚水設備により地下水を採取しようとする者又は地下水を採取する目的で地下掘削を行おうとする者は、町長に届け出なければならない。

3 人力若しくは畜力による揚水設備又は消防の用に供する地下水採取については、前2項の許可又は届出を要しない。

(監視区域)

第5条 地下水保全区域以外の区域については、町長は、地下水に関する調査、開発の状況について監視を行う。

(変更の許可及び届出)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者が、許可内容を変更しようとする場合又はその内容が次の各号のいずれかに該当するときは、町長の許可を受けなければならない。

[第4条第1項]

- (1) ポンプの能力、揚水能力が増える場合
- (2) 採水期間が延びる場合
- (3) 採水期間中の採水量が増える場合

2 変更の内容が前項各号のいずれにも該当しないとき(住所又は氏名に変更があったときを含む。)、又は地下水採取を中止したときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

3 第4条第2項の届出をした者が、届出の内容を変更(住所・氏名の変更及び地下水採取の中止を含む。)しようとするときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。

[第4条第2項]

(国・地方公共団体についての適用)

第7条 国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う行為については、当該国等の長と町長との協議が成立

することをもって第4条第1項又は前条第1項の許可があったものとみなし、当該国等から町長へ通知することをもって

第4条第2項又は前条第2項若しくは第3項の届出があったものとみなす。

[第4条第1項] [第4条第2項]

(許可基準)

第8条 町長は、第4条第1項又は第6条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る地下水の採取が基本計画の遂行に支障を来すと認めたときは、当該申請を許可してはならない。

[第4条第1項] [第6条第1項]

2 町長は、第4条第1項又は第6条第1項の許可の申請があった場合、当該申請に係る地下水採取の地点と同一の地下水流域内にある公共的地下水利用施設の管理者に対し、あらかじめ協議しなければならない。

[第4条第1項] [第6条第1項]

3 町長は、第4条第1項又は第6条第1項の許可の申請があった場合は、八重瀬町地下水審議会の意見を聴かなければならない。

[第4条第1項] [第6条第1項]

(許可の条件)

第9条 町長は、第4条第1項又は第6条第1項の許可について、条件を付することができる。

[第4条第1項] [第6条第1項]

2 前項の条件は、基本計画の遂行及び許可に係る事項の確実な実施を図るため、必要最小限のものに限るものとし、当該地下水採取者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(許可の承継)

第10条 第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項、第2項若しくは第3項の許可又は届出により地下水を採取している者から、その施設を譲り受け、又は借り受けて地下水を採取する者は、その許可又は届出に係る地下水採取者の地位を継承する。

[第4条第1項] [第2項] [第6条第1項] [第2項] [第3項]

2 第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項、第2項若しくは第3項の許可又は届出により地下水を採取している者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可又は届出に係る地下水採取者の地位を承継する。

[第4条第1項] [第2項] [第6条第1項] [第2項] [第3項]

3 前2項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第11条 町長は、第4条第1項の許可を受けて地下水を採取している者が、第6条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで行ったとき、又は第9条第1項の許可の条件に違反したときは、第4条第1項若しくは第6条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて地下水を採取することを停止すべき旨を命ずることができる。

[第4条第1項] [第6条第1項] [第9条第1項] [第4条第1項] [第6条第1項]

(緊急措置)

第12条 町長は、地下水の減少又は地下水の汚染により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、地下水の採取者に対し、相当の期間を定めて地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができる。

2 町長は、前項の地下水採取制限を行おうとするときは、八重瀬町地下水審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項の措置を講じようとするときは、住民生活の正常な運営ができる限り妨げられないように特に配慮するものとする。

(地下水汚染)

第13条 町長は、地下水の水質を悪化させるおそれのある行為について、原因者に対し、地下水の水質保全に必要な措置をとるように勧告することができる。

(審議機関)

第14条 この条例により、その権限に属させた事項及び町長の諮問に応じ地下水に関する重要事項を調査審議す

る機関として、八重瀬町地下水審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第15条 審議会は、関係機関を代表する者、関係団体を代表する者及び地下水に関し学識経験を有する者のうちから町長が任命する委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(土地等への立入り)

第16条 町長は、この条例を施行するため、施設及びその運営状況を実施調査する必要があるときは、当該職員に他人の土地又は施設に立ち入らせることができる。

2 町長は、前項の規定により当該職員に他人の土地又は施設に立ち入らせようとするときは、立入りの2日前までに、その旨を土地又は施設の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地又は施設に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめその旨を土地又は施設の占有者に告げなければならない。

4 日の出前又は日没後においては、土地又は施設の占有者の承諾があった場合を除き、第1項の規定による立入りをしてはならない。

5 第1項の規定により、他人の土地又は施設に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 町長は、第1項の立入りによって損失が生じた場合は、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

7 土地又は施設の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第17条 町長は、この条例を施行するために必要な限度において、当該職員に施設の設置の場所又は施設に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第5項から第7項までの規定は、前項の立入検査に準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第18条 町長は、この条例を施行するため必要な限度において、地下水の採取者に対し、施設の構造、使用の状況、地下水採取量等に関し、報告させることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の許可を受けずに地下水を採取した者

[第4条第1項]

(2) 第6条第1項の許可を受けずに、許可に係る地下水採取量以上の地下水を採取した者

[第6条第1項]

(3) 第11条の規定による命令に違反した者

[第11条]

(4) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

[第12条第1項]

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第2項又は第6条第2項若しくは第3項及び第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

[第4条第2項] [第6条第2項] [第10条第3項]

(2) 第16条第7項(第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

[第16条第7項] [第17条第2項]

(3) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

[第18条]

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志頭村地下水保護管理条例(平成2年具志頭村条例第14号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第1(第3条関係)

地下水流域

字

地番

具志頭

具志頭

前原(1~140、149~351) 大久田原(659、666、670、679~681、684~694)

玻名城

桃原(10~46、47~53、74~110、116~274) 与古田屋原(375~430、432、434~469)

古島原(698~875) 眼崎原(606—1~697)

仲座

玻名城

桃原(1~9、47~73、110~124—3、126—1~128、136~161) 西平原(275~288、289~301) 坂下原(1222~1227)

安里

村屋敷原(1~216) 座加武原(217~288—4) 赤堂原(289—1~375—3) 石新原(376—1~510—2) 糸無名原(511—1~664—2) 坂田原(605—1~706) 桃原(707~758) 松尾原(759~768、770—1~778、780~835、861、865)

与座

村屋敷原(1~121—13)

仲座

南表原(1~243—2) 大道原(244~330) 下原(331~436) 勢頭原(437~601) 登口原(602—1~781—2) 中原(782—1~852) 中上原(853—1~967—2) 上原(968—1~1084—5)

糸無名(1085~1116—1)

慶座

安里

松尾(769、779、736~834、836~860、862~864、866~951—2) 塩原(952~1002、1010、1014~1019) 幕道原(1044、1060~1102、1105、1110、1121、1129~1146—3) 池地原(1147—1~1234—3) 慶座原(1235~1373—2)

与座

前原(122~198—3) 与那武手原(199~295) 大保原(296—1~371)

具志頭海岸

具志頭

須武座原(1433~1553)

玻名城

与古田(431、433、470~605) 眼崎原(617~621、633~644、647~658、660、662、668~697)

安里

塩原(1003~1009、1011~1013、1020~1043—3) 幕道原(1045~1059—2、1103、1104、1106~1109、1122~1128)

)

港川

後原

ザン原(669～674、678、680～721、728～731、738～799、802、804)

新城

前原(140～148) 南滝川原(807—1～852—2) 新城原(853～1058) イフドー原(1572—1～1598、1600～1693) ガルマンドー原(1694—1～1787—1) ガンリー原(1788～1835—2) イーマ原(1836～1924) 北滝川原(1925～2033) 川平良原(2034～2172)

具志頭

志保土原(953～1062—3) 川平良原(1063～1153) 安部地良原(1154～1276) 志保土堂原(1277～1432) 白水川原(1554～1641—3) 桃原(1642—1～1737—10) 金武原(1738～1811) 小浜原(1812～1860)

港川

上港原(1～196) 下港原(197～381—2)

長毛

クグムイ原(1～1071) 長毛原(108—1～253—4) トーガマ原(254～381)

別表第2(第3条関係)

地下水流域

字

地番

後原

後原

ザン原(662～668—2、675～677、679、722～727、732—1～737、800—1、800—2、801～801—4、803—1、805—1～806—2)

大頓

玻名城

伊予田原(876～1048—2) 坂下原(1177～1221)

具志頭

大久田原(629～658、660～665、667～669、671～678、682～683、695～779)